

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 (介護サービス類型：入所系)

法人名	NIJO グループ(有)	種別	短期入所生活介護
代表者	佐藤 社喜	施設長	佐藤 まり子
所在地	秋田県能代市落合字 亀谷地 1-84	電話番号	0185-89-5221

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3-2に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

NIJO グループ有限会社
ショートステイはまなす温泉

第 I 章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 入所者の安全確保	入所者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	入所者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管を、施設長とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

施設長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 ☐ 意思決定者、担当者の決定	様式 1
(2) 感染防止に向けた取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 ☐ 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 ☐ 基本的な感染症対策の徹底 ☐ 職員・入所者の体調管理 ☐ 施設内出入り者の記録管理 ☐ 組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映	(参考) 様式 8 様式 5
(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保	☐ 保管先・在庫量の確認、備蓄	様式 6 様式 2

(4) 研修・ 訓練の実施	定期的に以下の研修・訓練等を実施、BCP の見直し ☐ 業務継続計画（BCP）を関係者で共有 ☐ 業務継続計画（BCP）の内容に関する研修 ☐ 業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練（シミュレーション）	
(5) BCP の 検証・見直し	☐ 最新の動向や訓練等で洗い出された課題を BCP に反映	

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

施設長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	相談員
医療機関、受診・相談センターへの連絡	施設長	看護師
入所者家族等への情報提供	施設長	相談員
感染拡大防止対策に関する統括	施設長	管理者

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	☐ 管理者へ報告 ・ご利用者の中に発熱、咳、倦怠感等のある感染疑い者を発見したときには、施設長に報告を行い、支持を受ける。 ・施設長は「感染症・食中毒マニュアル」に基づき感染拡大防止対策に関する統括(管理者)に連絡を行い感染拡大防止に努める。 ☐ 地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・感染疑い者が発見されたときには、産業医(嘱託医)である野口医師に連絡・相談を行い、支持を受ける。 (1) 電話番号 0185-52-6331 ・秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内(コールセンター)に相談を行い、支持を受ける。 (1) 電話番号 018-895-9176 (8時~17時)(毎日) 018-866-7050 (17時~翌8時)(毎日) ・能代保健所に相談を行い、支持を受ける。 (1) 0185-524331 ☐ 施設内・法人内の情報共有 ・緊急連絡網を通じて、感染疑い者が発生したことを周知する。 ☐ 指定権者への報告 ・能代市介護保険係に報告を行う。 (1) 電話番号 0185-89-2157 ☐ 家族への報告 ・ご利用者のご家族に感染疑い者が発生していることを報告する。	様式 2

(2) 感染疑い者への対応	【入所者】 □ 個室管理 ・感染疑い者を個室に移動して、個室での管理とする。感染疑い者が増加したときには、多床室を使うこともあるが、カーテン等で間仕切りを徹底する。 □ 対応者の確認 ・対応する看護職員及び介護職員は、感染リスクを考えて18歳未満の家族がいる職員はできる限り避ける。 ・対応を開始した看護職員及び介護職員は勤務割りを見直して限定した範囲の中での職員が対応を行う。 □ 医療機関受診／施設内での検体採取 ・発熱等がある感染疑い者はPCR検査を行う必要があることから野口嘱託医に相談の上、能代病院で検査を実施する。能代病院でPCR検査が実施できない場合には、秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内及び能代保健所に相談のうえ、支持を受ける。 □ 体調不良者の確認 ・ご利用者が発熱、咳、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は味覚の異常などの体調不良の確認を常時確認する。体調不良者を発見した時には、直ちに野口嘱託医および施設長に連絡を行い、支持を受ける。	様式 3 様式 4
(3) 消毒・清掃等の実施	□ 場所（居室、共用スペース等）、方法の確認 ・感染疑い者が生活していた場所を特定して、消毒を行う。消毒の方法は能代保健所の指示に基づいて行う。 ・施設及び居室全体の消毒を行う際には、専門業者に依頼して行う。専門業は能代保健所と協議して決定する。 ・感染疑い者のベッド、寝具類及び直接接触した場所については「感染症・食中毒マニュアル」に基づいて次亜塩酸ナトリウム希釈溶液、アルコール液などを用いて消毒を行う。消毒は、居室だけではなく、風呂場、トイレ、手すり、車いすなどご利用者が直接接触したと思われる個所は丁寧にふき取りによる消毒作業を行う。	

第Ⅳ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	相談員
関係者への情報共有	施設長	相談員
感染拡大防止対策に関する統括	施設長	管理者
業務内容検討に関する統括	施設長	管理者
勤務体制・労働状況	施設長	管理者
情報発信	施設長	管理者

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	☐ 濃厚接触者の特定への協力 ・感染の拡大を防止するためには、濃厚接触者を早期に特定し、個室での隔離を行うことが何より重要です。能代保健所及び秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内に相談を行い、支持を受け濃厚接触者を特定する。 ・能代保健所に連絡のうえ、支持を受ける。 (1)電話番号 0185-52-4331 ・秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内に相談を行い、支持を受ける。 (1)電話番号 018-895-9176 (8時～17時)(毎日) 018-866-7050 (17時～翌8時)(毎日) ☐ 感染対策の指示を仰ぐ ・能代保健所及び秋田県新型コロナウイルス感染症総合案内に相談を行い、感染対策の指示を受ける。 ・具体的には、個室での隔離の方法及び職員の入室に際してのマスク、フェイスシールド、ガウン等の使用方法などについて指示を受ける。 ・入館者への発熱検査、マスク、手指消毒、来訪記録などの感染対策は通常通り行う。 ☐ 併設サービスの休業 ・ショートステイは受け入れを停止する。 ・再開にあたっては、能代保健所と協議のうえ濃厚接触者の特定などの調査が完了して感染リスクが100%なくなってからとする。	様式 4

(2) 濃厚接触者への対応	【入所者】 ☐ 健康管理の徹底 ・濃厚接触者に特定されたご利用者は、発熱、咳、のどの違和感、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常などの体調不良の有無を常時鑑別する。 ☐ 個室対応 ・濃厚接触者は、能代保健所の指示に基づいて一定期間(2 週間以上)は個室隔離を継続する。 ・個室隔離の解除は能代保健所の指示による。 ☐ 担当職員の選定 ・対応する看護職員及び介護職員は、感染リスクを考えて 18 歳未満の家族がいる職員はできる限り避ける。 ・対応を開始した看護職員及び介護職員は、勤務振りを見直して限定した範囲の中での職員が対応を行う。 ☐ 生活空間・動線の区分け ・感染リスクを最小限にするために濃厚接触者に対応する職員はその他のご利用者の対応は行わない。 ・ ☐ ケアの実施内容・実施方法の確認 ・通常のケアに加えてご利用者の発熱、咳、のどの違和感、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚又は嗅覚の異常など体調の管理が何よりも重要です。 ・朝、昼、晩と確認するとともに夜間帯などのその他の時間についても急変への対応ができるように体調管理を注意深く行っていく。 ・体調に変化があった場合には、かかりつけ医と協議を行うとともに、能代保健所に連絡を行い、支持を受ける。 【職 員】 ☐ 自宅待機 ・濃厚接触者に特定された職員は、指定された場所において PCR 検査を行う。 ・能代保健所と協議のうえ濃厚接触者に特定された職員は、最低でも 2 週間の自宅待機とする。 ・濃厚接触者になった職員は、自宅待機の期間が終了した後、業務に復帰する前に職員本人及び他の職員が安心して勤務を行うために再度 PCR 検査を実施する。	様式 4
----------------------	---	-------------

(3) 職員の確保	☐ 施設内での勤務調整、法人内での人員確保 ☐ 自治体・関係団体への依頼 ☐ 滞在先の確保	様式 5 様式 2
(4) 防護具、消毒液等の確保	☐ 在庫量・必要量の確認 ・感染者が発生した場合には、最低でも 2 週間の間隔等が求められることから、必要量は 2 週間分として確保する。 ☐ 調達先・調達方法の確認	様式 6 様式 2
(5) 情報共有	☐ 施設内・法人内での情報共有 ・感染者等が発生した場合若しくは疑い者が発生した場合には、全体を統括する施設長に第一報を入れて支持を受ける。 ・産業医(嘱託医)である野口医師に連絡を入れる。 ・施設において構築している「災害時・緊急連絡網」をもとに感染者等の発生状況を共有する。 ☐ 入所者・家族との情報共有 ・全体を統括する施設長の指示の下、相談員は、ご家族及び関係する居宅介護支援事業所に連絡を行う。 ☐ 自治体(指定権者・保健所)との情報共有 ・感染者等が確認された場合には、能代保健所に連絡を行い、支持を受ける。 ○電話番号 0185-52-4331 ・指定権者である能代市介護保険係に連絡を入れる。 ○電話番号 0185-89-2157 ☐ 関係業者等との情報共有	様式 2

(6) 業務内容の調整	☐ 提供サービスの検討（継続、変更、縮小、中止）	様式 7
(7) 過重労働・メンタルヘルス対応	☐ 労務管理 ・感染者等が発生した場合には、職員の中にも入院隔離されるものがでる。施設内で応援体制は構築するが、入院等人員数によっては、公休が取れない、時間外勤務が続くなどの過重労働が生じる恐れがあるので、休憩時間を確保できるように最大限の取り組みを行っていく。 ☐ 長時間労働対応 ・通常時の夜勤勤務は、16 時間の勤務（休憩時間を除く。）を 2 日にわたって行っており、この 16 時間を超えないように勤務を行う。 ☐ コミュニケーション ・感染者が発生した場合、職員とは施設長及び管理者が、現場の状況を確認して職員からの声をいつでも聴けるように配慮する。 ☐ 相談窓口	
(8) 情報発信	☐ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応	

<更新履歴>

更新日	更新内容
〇年〇月〇日	作成

<様式一覧>

※「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」別添Excel シート参照

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	施設・事業所外連絡リスト
様式 3	職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
（参考）様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○令和2年4月7日付事務連絡（同年10月15日付一部改正）

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○令和2年6月30日付事務連絡

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000645119.pdf>

○令和2年7月31日付事務連絡

（別添）高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

○令和2年9月30日付事務連絡

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について（その2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○令和2年10月1日付事務連絡

介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>

○（各施設で必要なものを記載）

2021年 2月15日 作成

2022年 3月16日 内容について検討するも変更なし

2023年 2月10日 内容について検討するも変更なし

2024年12月29日 内容について検討するも変更なし